



平成31年3月5日

目黒区長 青木 英二 宛て

目黒区公契約審議会  
会長 遠藤 幸子

平成31年2月12日付目総契第7687号により諮問のあった平成31年度労働報酬下限額について、下記のとおり答申します。

なお、意見を付しますので、これを十分に尊重し反映されることを要望します。

#### 記

- 1 適用する「公共工事設計労務単価」の年度について  
労働報酬下限額を決定するに当たり適用する公共工事設計労務単価の年度については、平成31年度の東京都の公共工事設計労務単価を基に算出することが妥当である。
- 2 工事請負契約（目黒区公契約条例第7条第2項第1号）に定める契約に係る  
平成31年度労働報酬下限額  
（算出して得た額について、1円未満の端数がある場合は切り上げる。）

(1) 熟練労働者・一人親方

平成31年度の東京都における公共工事設計労務単価を8で徐して得た額に、100分の90を乗じて得た額が妥当である。

なお、公共工事設計労務単価が設定されない業種で、かつ東京都の参考値が示されていない“屋根ふき工”における平成31年度労働報酬下限額設定については、職種“大工”の設計労務単価を8で徐して得た額に、100分の90を乗じて得た額が妥当である。

ただし、東京都において“屋根ふき工”についても設計労務単価が設定された場合、または設計労務単価は設定されないが参考値が示された場合はその単価を適用することとする。

(2) 熟練労働者・一人親方に当たらない労働者

平成31年度の東京都における公共工事設計労務単価における職種“軽作業員”の設計労務単価を8で徐して得た額に、100分の70を乗じて得た額が妥当である。

3 業務委託契約及び協定（目黒区公契約条例第7条第2項第2号）に定める契約に係る平成31年度労働報酬下限額

目黒区臨時職員賃金の単価賃金及び東京都の最低賃金の上げ幅等を勘案して得た額が妥当である。（1時間当たり1,040円）

4 意見

別紙のとおり。

以 上

【 意 見 】

(1) 公契約条例の運用に当たり、以下の点について要望する。

- ア 社会保険の未加入対策、法定福利費が明記された標準報酬見積書や建設キャリアアップシステム（CCUS）の活用に取り組みたい。
- イ 適正な予定価格の設定と積算の根拠の詳細の公開について検討されたい。
- ウ 今回までの条例の運用状況の検証を踏まえ、より実質的な審議が行われるよう、公契約審議会については年間3回以上開催されたい。

(2) 今後の課題として、以下の点について要望する。

- ア 業務委託契約及び協定に定める契約に係る労働報酬下限額は、目黒区非常勤職員給与を適用されたい。
- イ 条例制定の主旨にある、優れた人材を確保できる環境の整備及び公契約の適正な履行の確保を図るため、労働報酬下限額の設定に当たっては区内の実勢額・民間相場等を勘案されたい。
- ウ 業務委託契約及び協定に定める契約に係る労働報酬下限額の設定については、他自治体の設定状況も勘案されたい。
- エ 優れた人材の確保を進めていくためにも、職種別での労働報酬下限額設定について検討されたい。